

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社チ ヤレンジま なびや	天理市田井庄町 五九三	放課後等デ イサービス チャレンジ まなびや	天理市田井庄 町五九三	児童発達支 援	平成二十 六年十一 月一日
株式会社ホ ライズン	大和郡山市新木 町二九八	ほらいずん 郡山・放課 後デザイナー ビスセンタ ー	大和郡山市新 木町二九八	児童発達支 援	平成二十 六年十一 月一日
株式会社す みれサポー ト	奈良市五条一丁 目二一三〇	クローバー	奈良市平松一 丁目二七一 一	放課後等デ イサービス	平成二十 六年十一 月一日